

町家等と認める住宅について

区 域

町家等と認める住宅は、以下の区域内にある住宅を対象とします。

(1) 世界文化遺産姫路城バッファゾーン	
(4) 林田区域	
(7) 飾磨区域	
(2) 安富区域	
(3) 飾西区域	
(5) 青山区域	
(6) 網干区域	
(8) 御着区域	

必要書類

町家等と認める住宅にかかる申出にあたっては、以下の書類の提出が必要となります。

No	種類	備考	提出先
(1)	事前協議申出書		保健所 衛生課
(2)	付近見取図	縮尺 1/2,500 以上	
(3)	カラー写真 (3か月以内撮影)	ア.建築物の外観の写真(2方向以上) イ.建築物とその周囲の状況が分かる写真(1方向以上)	
(4)	町家等チェックシート		
(5)	配置図	縮尺、方位、建物用途(住宅・蔵など)を記載	まちづ くり指 導課
(6)	各階の平面図	縮尺、方位、寸法、間取・各室の用途(客間・応接間など)、柱・開口部の位置、壁の位置・種類(土壁・ボード類など)、床の種類(畳・板など)を記載	
(7)	各面の立面図	各開口部の寸法・意匠の種類(格子・虫籠窓など)・建具の材質(木製・アルミ製など)、外壁の各仕上げの種類(漆喰塗り・土壁・木板張りなど)・範囲を記載	
(8)	カラー写真 (3か月以内撮影)	ア.建築物の外観の詳細が確認できる写真 ・外壁を構成する各開口部を拡大したもの(意匠・材質が確認できるもの) ・外壁の各仕上げが確認できるもの(意匠・材質が確認できるもの) イ.建築物の内部が確認できる写真 ・各部屋・階段・廊下・玄関の天井・床・壁・間仕切りなど内部が確認できるもの ウ.建築物の構造が確認できる写真 ・伝統的軸組工法による建築物であることが確認できるもの (2階の床を構成する梁又は胴差と柱との接合部分など、梁柱の接合方法がわかる天井裏又は屋根裏若しくは土間等の写真、複数箇所) ・基礎の状況が確認できるもの(外壁を支える基礎、各面1カ所以上) ※写真の撮影場所を、配置図・平面図・立面図に図示すること	
(9)	その他	市長が必要と認める図書	

基準

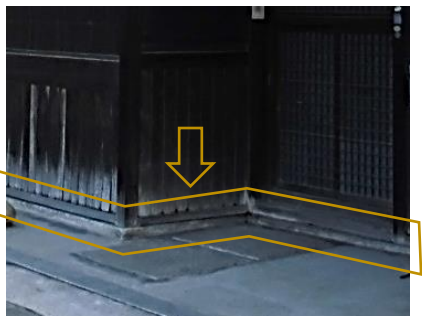
町家等と認める住宅に該当するためには、以下の基準に適合している必要があります。

No	項目	基準
(1)	建築時期	大正期以前
(2)	基礎	石場建て(柱脚を礎石に載せただけのもの)のみによる基礎 (ただし、台所・浴室・便所・洗面設備、合計 10 m ² 以下の増改築部分を除く)
(3)	構法	伝統的軸組構法のみによる木造建築 (ただし、台所・浴室・便所・洗面設備、合計 10 m ² 以下の増改築部分を除く)
(4)	階数	2階以下
(5)	外壁	漆喰、土、木板又は銅板のみの仕上げ (上記以外の材料で仕上げられた部分を含む外壁にあっては、当該部分が各壁面の見付面積(開口部を除く。)の過半を超えないこと)
(6)	屋根	切妻・入母屋形状に黒色・灰色の和瓦(スレート葺き・金属瓦・モルタル瓦を除く)・茅葺き等を用いたもの
(7)	開口 (形態・意匠・材質)	各立面の開口部の数量・面積の過半が木製建具・木製格子・虫籠窓
(8)	内装	床の間、畳敷き、障子・襖の間仕切りのいずれも設けられている

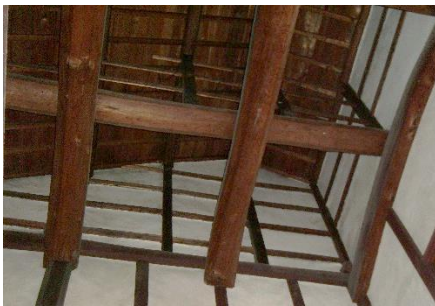
参考写真

前頁に記載の「基準」で使用する用語を写真で紹介しています。

（基礎）石場建て



（構法）伝統的軸組構法



（外壁）漆喰塗り



（外壁）土壁



（外壁）木板張り



（外壁）銅板張り



（屋根形状）切妻



（屋根形状）入母屋



（屋根）和瓦



（屋根）茅葺き



（開口）木製建具



（開口）木製格子



（開口）虫籠窓



（内装）床の間、畳敷き



（内装）障子・襖の間仕切り

